

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

南あわじ市

2 構造改革特別区域の名称

南あわじ市どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

南あわじ市の全域

4 構造改革特別区域の特性

①位置・地勢

南あわじ市は平成 17 年 1 月 11 日、旧三原郡の緑町、三原町、西淡町、南淡町の 4 町が合併し発足した。本市は兵庫県淡路島の南西部に位置し、淡路と徳島を隔てる鳴門海峡には、瀬戸内海と太平洋との潮の干満の差で起きる豪快な鳴門のうず潮が見られ、播磨灘に面する国指定の名勝「慶野松原」に代表される瀬戸内海国立公園の一部を有している。

市内には淡路島最高峰の諭鶴羽山（608m）を有する諭鶴羽山地が東西に走り、東部には断崖絶壁の海岸線を形成している。市内中心部には島内最大の平坦地である三原平野が広がり、当該平野を中心に半径 10 km の圏内に納まるコンパクトな生活圏域を形成し、市内各地域が車で 15 分程度で結ばれている。

また、昭和 60 年 6 月には大鳴門橋が、平成 10 年 4 月には明石海峡大橋が開通し、神戸淡路鳴門自動車道の全線開通に伴い、概ね神戸へ 50 分、大阪へ 90 分、徳島へ 40 分で到達できるなど、南淡路地域へのアクセスは一層の時間短縮が図られているところである。

②面積・人口

南あわじ市の面積は 229.18k m²で淡路島の 38.5%を占めており、土地の利用形態では、山林が約 19.5%で最も多く、田・畑が約 18.9%あり、宅地は約 4.4%にすぎない。

平成17年の国勢調査による人口は52,283人であり、平成12年調査時(旧三原郡4町の合計)と比較して、2,696人、4.9%減少している。この間、兵庫県全体では0.7%の増加となっており、本市における人口減少率が大きいことがうかがえる。また、年齢階層別では、老年人口(65歳以上)が26.9%であり、兵庫県平均(19.8%)と比較すると高齢化が進行しており、既に4人に1人が高齢者である。

世帯数は、平成12年では17,140世帯、平成17年には17,044世帯となっており、核家族化の影響から昭和60年以降増加傾向にあったが、この5年間は減少に転じている。

③地域の産業等

農業は、温暖な気候と恵まれた地理的条件を活かし、水稻や玉葱・レタス・白菜などの野菜の三毛作栽培が行われ、酪農・畜産・果樹・花卉等を含めた複合経営が確立されており、全国有数の農業地帯を形成している。

漁業は、近海に好漁場が多く、タイやハモなどの高級魚の水揚のほか、ハマチ・ヒラメ等の栽培漁業が盛んである。近年では福良湾沖の限りなく天然に近い環境で3年かけて育てた養殖フグを「福良のとろフグ」として商標登録し、そのブランド化を図っている。

工業では、日本三大瓦の一つで400年の歴史を刻んだ伝統工芸的地場産業である淡路瓦のほか、酒造業、農産加工業も盛んである。

市内には変化に富んだ海岸線により景勝地も多く、鳴門のうず潮、名勝「慶野松原」、黒岩水仙郷のほか、コアラと会える農業公園「淡路ファームパークイングランドの丘」や温浴施設の充実等により、年間約380万人もの観光客が訪れている。

文化面では、500年の歴史を誇る淡路人形浄瑠璃が国際的にも絶賛され、人間国宝も輩出しているなど伝統文化の継承に力を注いでいる。また、浄瑠璃語りの重要部分を発展させた「だんじり唄」は、各地域の春祭りなどで唄われている。加えて、市内にはくにおみ神話で知られる「おのころ神社」をはじめ、国分寺塔跡などの国宝重要文化財も数多く存在し、歴史と伝統に育まれた地域である。

④地域の課題

南あわじ市における少子高齢化の進展は著しく、平成 17 年の国勢調査時における高齢化率は 26.9%に達している。とりわけ農業においては兵庫県を代表する基幹産業となっているが、近年の農作物をめぐる輸入の自由化、食の安心安全、若者の農業離れなど農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、農業経営者の高齢化、就業人口の減少、後継者の不足、遊休・荒廃農地などの耕作放棄地の増加などが懸念されている。

また、温暖な気候と海・山の優れた自然環境に恵まれているほか、古くからの史跡や伝統芸能、四季折々を楽しむことができる観光交流資源を多く有しているものの、これらの観光交流資源のPRがまだまだ不足しており、心の豊かさを実感できるツーリズムの振興が求められている。

加えて、合併により旧町単位の特色ある産業施策が十分に活かされていない面もあり、地域資源の高付加価値化や観光資源のネットワーク化など、農商工が連携した新たな施策展開が必要となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

南あわじ市には、都市の住民が『いやし』・『やすらぎ』を感じることができる自然豊かな農村地帯が点在している。

また、市内のNPOが農業体験宿泊施設「薫陶の郷」を設置し、地元農家や地域住民との交流をつうじた地域づくりに取り組んでいるほか、兵庫県から「多自然居住重点推進地区」の指定を受けるなど、多自然居住施設の整備等による地域活性化の一役を担っている。

地域の特色を活かした本計画は、玉葱の植付け・収穫、みかんの手入れ・収穫などの農村体験や田舎暮らしの提供など農家民宿の運営に加え、自らが栽培した米を用いた「濁酒」を製造し、自らが経営する農家民宿等で「濁酒」を提供することにより、都会生活では味わえない豊かな自然のなかで、農村でしか体験できない農作業を楽しみ・学びながら、地域の人たちとの関わりのなかで「語り」・「ふれあう」機会を通して心の豊かさを実感できる。

さらに、農家民宿等による特定酒類（濁酒）の製造を可能にすることを盛り込んだ規制の特例措置は、地域においても自らが暮らす地域

の特色を再認識するとともに、地域の自助努力による振興策として、本農村地域の活性化を積極的に進めようとするものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

農家民宿などにおける特定酒類（濁酒）の製造等本計画の実施により、都市部からの農業体験等を楽しむ交流人口が増加し、より一層都市と地域住民との交流が活発になるとともに、市民一人ひとりが地域の魅力を知り、魅力あるふるさと資源を最大限活用しながら「おもてなしの心」をもって接することで、南あわじ市ファン・リピーターを増やし、『行って楽しい交流・感動の舞台』を実現することを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の実施により、都市と農村の交流が拡大し、交流人口の増加が期待される。さらには、豊かな自然のなかで四季の移り変わりを感じながらのゆとりある生活スタイルは、単なる交流に留まらず、都市住民が休日を田舎で過ごすといった週末田舎暮らしや長期田舎暮らしといった二地域居住への発展も期待される。

また、地域住民は自らが住む地域の良さを再認識することにより、自らが生まれ育った地域で生きていこうという郷土愛が意識づけられ、地域への定着にもつながるものと思われる。

区 分	H13	H18	H23
濁酒製造者数	0人	0人	2人
農村体験民宿等	0軒	2軒	3軒
観光客入込数	343万人	382万人	400万人

8 特定事業の名称

番 号	特定事業の名称
707(708)	特定農業者による特定酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 多自然居住の推進

本市は、自然豊かな農山漁村地域であり多種多様な自然を味わえる地域である。近年、人々の価値観は物の豊かさから心の豊かさを求める傾向へと変化し、とりわけ都市住民のなかでは、ふるさと志向・自然志向の潮流が確実に拡大していることから、都市住民が豊かな自然のなかで居住できるよう空き家バンクの設置等に向けた取り組みを進めるなど、多自然居住の推進を図る。

(2) 観光交流人口の拡大

本市は、各種様々な観光施設や豊かな自然にめぐまれた魅力ある観光資源を多く有している。これら施設の有効活用及び地域資源を最大限活用し、大手旅行業者等との連携による集客力の強化や大型観光キャンペーンなどの取り組みを進めるとともに、農漁業等の関係団体や関係機関の協力を得ながら体験・交流機能と観光を結びつけた取り組みを積極的に推進するなど、南あわじ市は『ふるさと資源』の宝庫であることを全国に向け発信し、観光交流人口の拡大につなげる。

別 紙

1 特定事業の名称

番 号：707（708）

特定事業の名称：特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館・民宿・レストラン・飲食店等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料としてその他の醸造酒（特定酒類）（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特別措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行なわれる区域

南あわじ市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るため濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

当該規制の特例措置により、農家レストランや農家民宿等を営む農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として濁酒（特定酒類）を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、都市と農村の交流促進に加え、新しい地場製品の創造など、特別区域における農村地域の活性化にもつながるものである。

また、農家民宿などにおける濁酒と併せて地元食材を提供することは、地産地消の促進へも波及するものと考えられる。

こうした民間の自発的な取組みが広まることは、特別区域全体の活性化にもつながることから、本特例措置の適用が必要であると考える。

(2) 特例措置による弊害の防止等

当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

特例措置の実施により、無免許でも酒類の製造が可能になるような誤解が生じないように、市の広報等で制度の周知を図るとともに、新たに濁酒の製造免許を受けた者が、酒税法の規定に違反しないよう市としても指導監督を行う。